

科目認定審査の基準

2015年3月15日作成

科目認定委員会

はじめに

科目認定委員会は、これまで「社会調査士科目認定に関わる確認項目」および「科目認定に関する報告とお願い」にしたがって科目認定審査を行い、審査の過程で新しい判断基準が明確にされた場合には確認項目を変更し公表してきました。実際の審査の過程では、判断が難しい事例もあり、そのつど対応を協議する形をとっていました。

しかし、審査の趣旨やポイントが申請者や連絡責任者に十分に伝わっていないように思われるケースも毎年散見されるのが実情です。

このような状況をふまえ、このたび、社会調査士および専門社会調査士の養成にふさわしいカリキュラムと授業内容を確保するとともに、安定的で効率的な科目認定審査を行うため、従来の審査結果を再確認・整理した上で、科目認定審査の基準を公表することとしました。

I 基本原則

1. 社会調査士科目認定に関わる確認項目にしたがって、授業内容の審査を行います。
2. 授業内容について、各科目との適合性と確保すべき授業時間を審査します。

II A～F科目の認定判断の原則と審査の具体的な基準

1. 認定判断の原則

- 1) <確認項目>の1つが不十分な場合、意見書をお送りします。意見書の内容を授業に反映させてください。
- 2) <確認項目>の2つ以上が不十分な場合、もしくは当該科目に関する内容が全体で8回に満たない場合、申請書を修正の上、再提出して頂きます。
- 3) 前年度の意見書にそった修正がなされていないものについては、申請書を修正の上、再提出して頂きます。
- 4) 再提出（2および3）の結果、適切な修正が行われていない場合、原則として認定不可となります。
- 5) 過年度の申請については、大きな不備がある場合、認定不可となることがあります。

2. 審査の具体的な基準（例示を中心に）

- 1) <確認項目>を授業内容の中に明示することがのぞまれます（A～F科目共通）。
- 2) 2つ以上の<確認項目>を1回の講義だけでまとめて扱うのは、原則として認められません（A～E科目共通）。
- 3) 「主要な記述統計量」については、代表値（平均、中央値等）と散布度（分散、標準偏差等）に関する内容が含まれなければなりません（C科目）。

- 4) 連関係数があっても、「クロス集計」が明示されていなければ、「ウ) クロス集計」を満たしたことはありません(C科目)。
- 5) 疑似相関があっても、「因果関係」が明示されていなければ、「エ) 因果関係と相関関係」を満たしたことはありません(C科目)。
- 6) 「エラーレーション」は、当該科目の内容に関する8回以上に含めてカウントしますが、「イ) 重回帰分析以外の多変量解析法の解説」には含みません(E科目)。

Ⅲ G科目の認定判断の原則と審査の具体的な基準

1. 認定判断の原則

- 1) <確認項目>の内容に関して不備がある場合、意見書をお送りします。意見書の内容を授業に反映させてください。
- 2) <確認項目>の内容に関して大きな不備がある場合、申請書を修正の上、再提出して頂きます。
- 3) 再提出の結果、適切な修正が行われていない場合、原則として認定不可となります。

2. 審査の具体的な基準

- 1) 調査プランの1～7のいずれかに関して、実質的に何も決まっていない項目がある場合、確認項目ア)が不十分と認定します。
- 2) 「・・・分析に至るまで一連のプロセスを学習する」「分析し、結果を発表する」などと書かれてあっても、成果報告書について記載がない場合、「ウ) 調査の全過程の学習」が不十分と認定します。
- 3) 15回の2科目を組み合わせる「社会調査実習(G科目)」の場合、2つの組み合わせ科目を1つの調査実習科目として、調査テーマや内容に「一定の関連性」を付けることがのぞまれます。

Ⅳ H～J科目の認定判断の原則

1. 当協会のホームページに掲載されている「専門社会調査士のカリキュラム」の内容に関して不備がある場合、意見書をお送りします。意見書の内容を授業に反映させてください。
2. 「専門社会調査士のカリキュラム」の内容に関して大きな不備がある場合、申請書を修正の上、再提出して頂きます。
3. 再提出の結果、適切な修正が行われていない場合、原則として認定不可となります。